

地 甲 達 第 1 9 6 号
監 甲 達 第 2 2 号
平成 2 1 年 4 月 2 2 日

部課署長 殿

共	00	01	10	160	10年
---	----	----	----	-----	-----

石 川 県 警 察 本 部 長

通信指令業務関係表彰の実施について（通達）

重大事案発生直後における迅速的確な警察活動は、被害の拡大防止、犯人の確保等警察目的のため極めて重要な活動である。なかでも通信指令業務は初動警察活動の成否を左右する要となる業務であり、特に勤務員は鋭敏な捜査感覚が求められるとともに常に緊張を強いられるものである。

よって、通信指令業務専従者の士気の高揚を図り、迅速的確な通信指令を行うため下記のとおり表彰を実施することとしたので、効果的な運用に努められたい。

記

1 表彰の実施時期

表彰基準に該当する者に対して、原則として、春の定期人事異動後、速やかに実施するものとする。

2 表彰の基準

(1) 本部長賞（賞誉）

石川県警察通信指令室（以下「通信指令室」という。）勤務員として、連続して5年以上又は通算10年以上勤務し、かつ、勤務成績が優良な者

(2) 部長内賞

通信指令室勤務員として、連続して3年以上勤務し、かつ、勤務成績が優良な者

3 表彰期間の計算

通信指令室勤務専従者に任用された日からとする。

4 表彰の上申

石川県警察の表彰に関する訓令第9条の定めるところによるものとする。

（通信指令室 3620）